

## 財政金融統計月報第759号租税特集・第769号租税特集の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

### 記

〈759号〉

P.153

統計 VI. 国際課税

48. 我が国の締結した租税条約の概要

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約

**【誤】（誤り部分に下線）**

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	日本国でのみ なし外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定

**【正】**

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	日本国でのみ なし外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定

〈769号〉

P.149

統計 VI. 国際課税

48. 我が国の締結した租税条約等の概要

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

**【誤】（誤り部分に下線）**

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	日本国でのみ なし外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定

**【正】**

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般		
ドイツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	居住地国のみ で課税	日本国でのみ なし外国税額控除 (供与期限)	仲裁 規定